

次のような場合に補償します。

扶養者の方に 万一のことがあった場合の補償

【扶養者】とは
学生ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)

【学業費用の補償】

扶養者の方が、ケガや病気により亡くなられたり、ケガにより所定の重度後遺障害が生じた場合、お子さまが負担された費用(授業料など)を各支払年度においてご契約金額を限度にお支払いします。



ケガの補償(入通院の補償はオプション)

- 日常生活でのケガ
- 交通事故によるケガ
- レジャー・スポーツ中のケガ

※学校管理下中(正課中、学校行事中、クラブ活動中など)のケガは補償の対象外です。



賠償責任の補償

お子さま、またはその親権者などが誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。



※上記事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

- アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。
- 情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。
- 管理下中の受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。

※示談交渉サービス
個人賠償責任の補償対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎり)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
※借家人賠償責任の補償に関わる賠償事故は示談交渉サービスの対象になりません。

天災危険の補償

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガや学業費用も補償します。

- 地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして亡くなった。

借家人賠償責任の補償(自宅外通学生)

下宿をしているお子さまが借用している戸室を損壊したことにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

※事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。



生活用動産の補償(自宅外通学生)

一人暮らしや下宿をしているお子さまが所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

※ご実家などご家族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。

※1回の事故につき、次の額を自己負担していただきます。

- 盗難の場合：10万円
- 火災、落雷、破裂、爆発の場合：なし
- その他の事故による損害の場合：1万円

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合などにつきましては、添付の別冊をご覧ください。

- 保険期間**:平成27年4月1日午前0時から平成29年4月1日午後4時まで2年間
- 募集締切**:平成27年3月27日(金)まで(お早めにお手続きください)

加入者証の送付は、平成27年6月頃の予定です。加入者証到着までは「振替払込請求書兼受領証」がこの制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。

- 注意事項**:締切日(3月27日)以降のお申込み承っておりますが補償開始が遅れます。平成27年4月1日以降にお振込の方は、振込日翌々日からの補償開始となります。4月28日以降にお振込の場合の保険料につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入方法 入学から卒業まで(2年間)1度のお手続きで補償されます。

- 1 パンフレットよりご希望のプランをお選びください。
- 2 保険料をご確認のうえ同封の学生総合補償制度申込票(払込取扱票)に必要事項をご記入・ご署名ください。
- 3 郵便局・ゆうちょ銀行にて保険料を払込みください。(振込手数料は不要です。)
- 4 加入者証は、2015年6月頃に郵送にてお届けする予定です。

DMなどにて類似のパンフレットなどが配布されることがありますが、本制度とは関係ありませんのでご注意ください。

お問い合わせ・連絡先

〈取扱代理店〉

株式会社 近大アシスト

TEL:06-6722-3000 FAX:(06)6721-2832

〒577-0818 東大阪市小若江3丁目5-14

[URL]http://kindai-a.co.jp/

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

TEL:06-6449-1041

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4

損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル17F

[URL]http://www.sjnk.co.jp/

(2014年12月2日作成) SJNK14-12389

保護者の皆様へ

重要なお知らせです。必ずご覧ください!!

九州短期大学

近畿大学 2015年度 学生総合補償制度

〈傷害総合保険〉

近畿大学のために企画された補償内容です。

学業費用補償が充実!

扶養者が保険期間の開始後に発病した病気のため保険期間中に死亡された場合や、国内外を問わず保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガで亡くなられたり、所定の重度後遺障害の状態になられた場合に、毎年必要となる授業料、教材費などを卒業まで補償します。学費実態に合わせた無駄のないプランを準備しました。

天災危険補償!

地震、噴火またはこれらによる津波による事故の場合も傷害保険金、学業費用保険金をお支払いします。

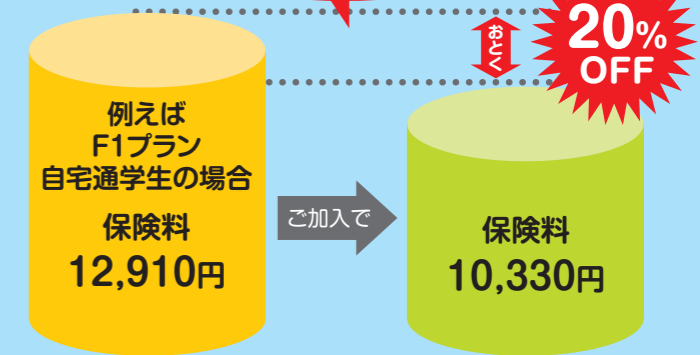
賠償責任の補償!

日常生活の偶然な事故により他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

手続きが簡単!

ご卒業予定時(入学当初のご卒業予定期をいいます。)までの長期契約となっておりますので、1回のお手続きで卒業までの補償が続き安心です。

団体割引適用で!!



●適用の内容につきましては中面をご覧ください。

お申込締切日

平成27年 3月27日(金)

※締切を過ぎましたら裏面記載の取扱代理店株式会社近大アシストまでお問い合わせください。
保険期間:平成27年4月1日午前0時から平成29年4月1日午後4時まで2年間

近畿大学が推奨している制度が、この「学生総合補償制度」です。本制度は近畿大学ご入学の皆様のための制度でありスケールメリットを活かした割引が適用されています。

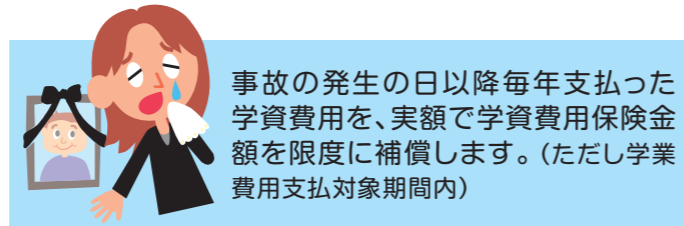
このパンフレットには別冊この保険のあらまし(契約概要のご説明)があります。あわせて必ずお読みいただき、一緒に保管して下さい。

近畿大学学生総合補償制度はご卒業までの安心をお届けします。

制度の特徴

学資費用保険金のお支払例

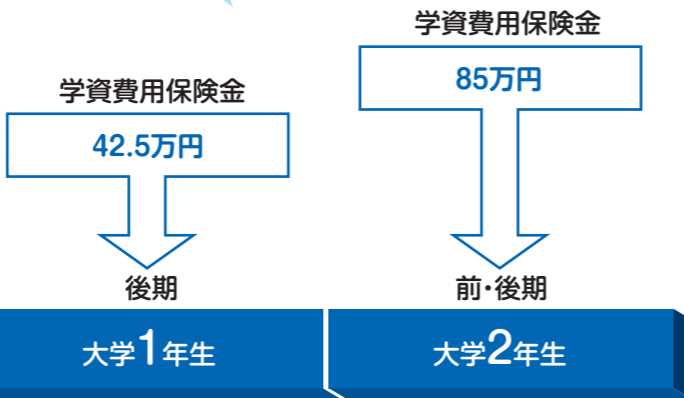
保険期間	2年間 (入学時にご加入)
学業費用支払対象期間	2年間
※学資費用保険金額	85万円(年間支払限度額)



[実際にかかった費用]

授業料や教材費等	85万円(年間実額)
----------	------------

※学資費用の補償内容は、授業料、実験・実習料、教科書・教材などの購入費用等となります。



扶養者の事故
大学1年生の
4月30日に扶養
不能となった場合

●扶養者の方が地震、噴火またはこれらによる津波によるケガのため死亡されたり、重度後遺障害になられた場合も補償されます。

責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。
*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に始まります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

天災危険補償付

地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。扶養者の方に万一の場合は、学資費用保険金をお支払いします。

個人賠償責任(国内のみ示談交渉サービス付)

お子様やその親権者様などが、誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(24時間国内外補償)

団体割引が適用

学校法人近畿大学を保険契約者とする団体契約のため団体割引20%が適用されます。

ご加入に際して医師の診査は不要

申込み時の医師の診査は不要ですから、手間がかからず、ご加入しやすくなっています。

近大アシストで加入する安心感

学校法人近畿大学の関連会社が事故の対応から保険金のお支払いまできめ細かい対応を行います。



補償プランは皆様のステージに合わせてお選びください。

Q. 通学は自宅からですか？
自宅外からですか？

自宅通学生

自宅外通学生(※1)

Q. 学生ご本人のケガによる入院・通院時の補償は必要ですか？

いいえ▶
はい▶

F1プラン

F2プラン

F3プラン

F4プラン



保険期間2年、一括払、職種級別A級、団体割引20%適用
学校管理下中対象外特約・天災危険補償特約セット

ご加入プラン 保険期間2年間 (一括払金額)		自宅通学生	自宅外通学生	
基本プラン (ケガによる入院・通院補償無し)		F1プラン 10,330円	F2プラン 14,960円	
保険金額「基本プラン」	学業費用補償 (扶養者に万一のことがあった場合)	学資費用保険金額 (年間限度額)	85万円	85万円
	学生本人のケガの補償	死亡・後遺障害保険金額	1万円	1万円
	個人賠償責任	個人賠償責任保険金額(※2)	1億円	1億円
	家主に対する賠償責任	借家人賠償責任保険金額	—	500万円
	ご自身の生活用動産	学生生活用動産保険金額	—	50万円



基本プラン+オプション (ケガによる入院・通院補償有り)		F3プラン 15,240円	F4プラン 19,870円	
保険金額「オプションプラン」	入院保険金日額	1日につき 2,000円	1日につき 2,000円	
	学生本人のケガの補償 オプション F3、F4 プランにセット	手術保険金	入院の手術: 20,000円	入院の手術: 20,000円
		外来の手術: 10,000円	外来の手術: 10,000円	
通院保険金日額	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円		

(※1) 自宅外通学生とは、賃貸借契約を結んで借りた賃貸マンション・アパート等に住み、そこから学校に通学している学生をいいます。

(※2) 情報機器内のデータ損害は1事故500万円が限度となります。

●上記は職種級別A(学生等)の保険料です。それ以外のご職業(アルバイト等で職業に継続的に従事している場合等)の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●本保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

●卒業までの期間が上記期間以外の場合は取扱代理店までご照会ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

！もう一度ご確認ください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合) 保険期間(保険のご契約期間)
 保険金額(ご契約金額) 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無

2 ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください)。

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業作業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

加入依頼書の「学校への種類」欄へ正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店

株式会社近大アシスト

〒577-0818 大阪府東大阪市小若江3-5-14

TEL. 06-6722-3000 FAX. 06-6721-2832

(受付時間：平日の午前9時から午後6時まで)

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪企業営業第二部第四課

〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL. 06-6449-1041 FAX. 06-6449-1378

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

■ 指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル) 0570-022808 <通話料有料> PHS・IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■ 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間：24時間365日)

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

(2014年12月2日作成) SJNK14-12389